



内部通報・外部通報制度のご案内

地方独立行政法人天王寺動物園では、適切な職務遂行及び社会的信頼の確保を目的として、「内部通報及び外部通報に関する規程」を制定し、通報の手続きを定めています。

通報者は、通報対象事実が生じ、または、まさに生じようとしていると思慮した場合に通報ができます。

1. 通報の対象事実

法令、法人が定める規程、その他法人の定め等の違反、その他の不正な行為（当該行為が生じるおそれのある場合を含む。）が該当します。

通報者は虚偽の通報、他人を誹謗中傷する通報、その他不正の目的を持つ通報を行ってはいけません。

※当園の運営に関するご意見・ご要望・苦情については当園ホームページの「お問い合わせ」または園内に設置している「お客様の声」をご利用ください。

2. 通報ができる者

法人の役職員及び派遣契約、その他の契約に基づき法人の業務に従事する者が通報できます。

また、上記以外の外部（取引のある企業の従業員、退職者等）からの通報も受け付けます。

3. 通報の方法

通報に当たっては、通報票または同様の事項（自己の氏名、所属、連絡先、通報対象事実の内容、証拠の状況など）を記した書面を封書もしくは電子メールにて提出してください。書面での提出が難しい場合に限り、内部窓口でのみ電話、面談で受け付けます。

なお、匿名による通報であっても、通報対象事実に相当な根拠がある場合は適切に対応しますが、調査結果・是正措置等の結果通知は行いません。

※通報対応の流れは別紙を参照

4. 通報の窓口

◆内部窓口 地方独立行政法人天王寺動物園 総務課

〒543-0063 大阪市天王寺区茶臼山町 1-108

メール：kansa@tennojizoo.or.jp

電話：06-6771-2150

◆外部窓口 弁護士法人興和法律事務所 地方独立行政法人天王寺動物園外部受付窓口

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3丁目1番14号 高麗橋山本ビル5階

メール：tnz-hotline@kowa-lo.com

5. 通報者の保護等

通報者やその後の調査に協力した職員が、通報や調査に協力したことなどを理由に不利益な取扱いを受けることはありません。

<地方独立行政法人天王寺動物園内部通報及び外部通報に関する規程>

(通報者の保護)

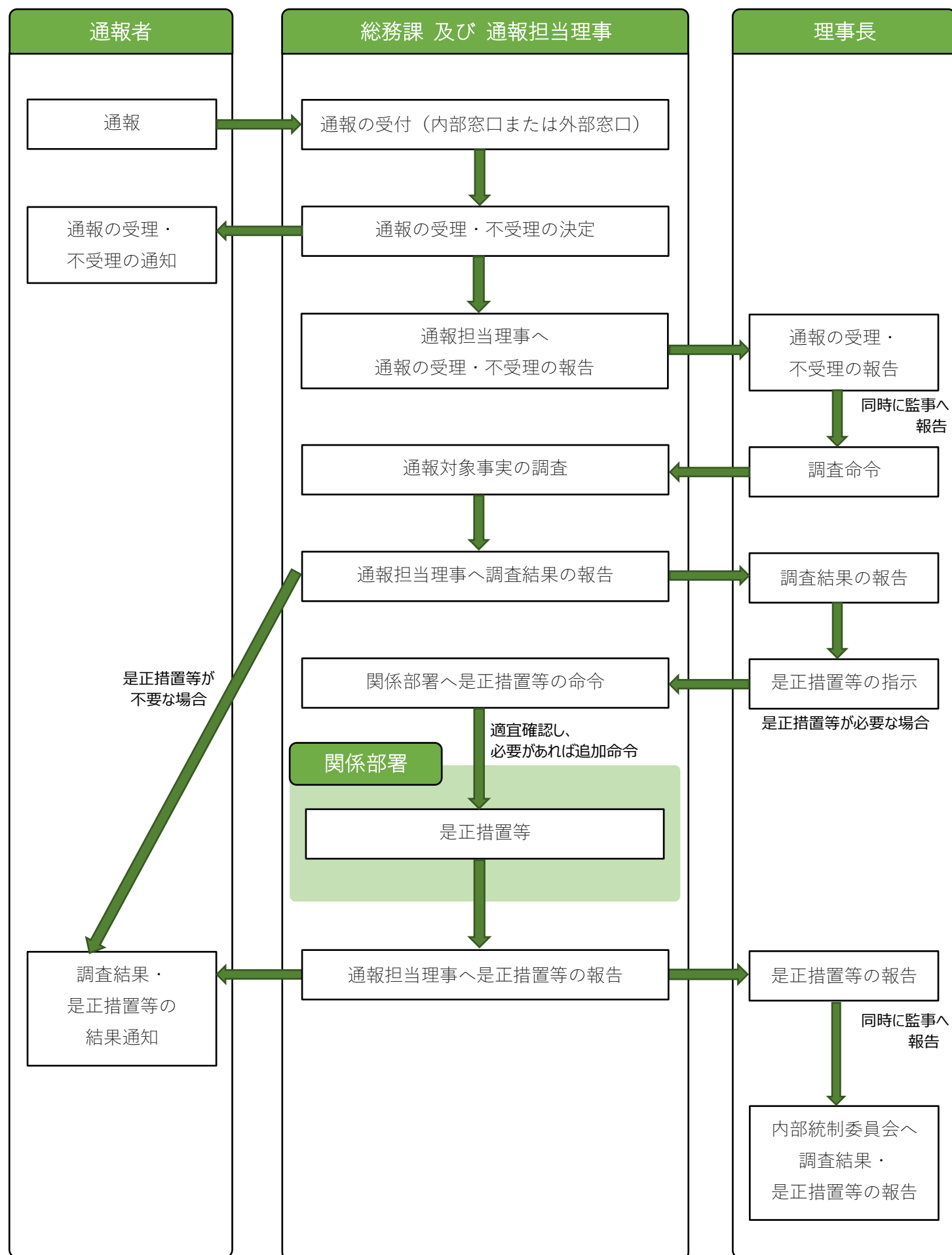
第 11 条 法人は、通報者又は調査に協力した役職員等（以下「通報者等」という。）に対し、通報又は調査に協力したこと等を理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 理事長は、通報者等が通報又は調査に協力したこと等を理由として、通報者等の職場環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じるものとする。





地方独立行政法人天王寺動物園 通報対応の流れ



通 報 票

[illegible]

※1 この通報票は、法人の役職員等（役職員及び派遣契約その他の契約に基づき法人の業務に従事する者）による、法令、法人が定める規程
その他法人の定め等の違反その他の不正な行為が生じた場合又は生じるおそれのある場合に使用してください。

※2 通報が次のいずれかに該当するものは、受理しないことができますので予めご了承ください。

- 一 規程第5条の定める要件を満たさない通報（匿名の通報その他通報者を特定できない通報を含む。）
- 二 内容が著しく不明確な通報
- 三 内容が虚偽であることが明らかな通報
- 四 前各号に定めるもののほか、受理することが相当でないと認められる通報

※3 通報者の氏名等は公表されません。